

第1 子供が健やかに生まれ、育まれる社会 を目指します

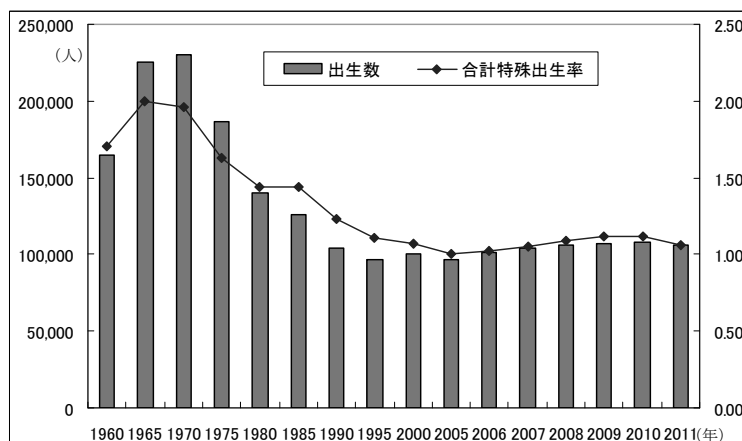
<子供家庭分野>

(子供と家庭を取り巻く状況)

- 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大しています。また、産業構造、就業環境の変化により、就業形態が多様化し、子育て家庭のニーズが複雑化しています。特に、東京のような大都市では、このような状況が顕著になっています。

〈東京都における出生数と合計特殊出生率の推移〉

- 同時に、少子化が急速に進行しています。合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録しました。平成22年には1.12まで増加しましたが、平成23年には1.06となるなど、依然として低水準で推移しています。



- 少子化の背景には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われていますが、もとより、結婚や出産は個々人の価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありません。
- しかし、いかなる時代にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

(都の取組)

- 平成17年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成17～21年度)を策定し、子供と家庭の健やかな暮らしのために様々な施策を展開してきました。
- その成果やこの間の社会情勢の変化なども踏まえ、平成22年4月、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」を策定しました。

次世代育成支援東京都行動計画（後期） 5つの目標

- ・ 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- ・ 仕事と家庭生活との両立の実現
- ・ 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- ・ 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- ・ 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

○ また、平成 21 年 7 月に「少子化打破・緊急対策本部」を設置し、保育、医療、雇用、住宅など、これまで別個に展開されてきた施策を束ね、各分野の施策に横串を通すとともに、新たな発想に立って、子育て家庭が選択できるサービスの拡充に向けた検討を行い、平成 24 年度までの 3 か年で集中的に取り組む「少子化打破」緊急対策を、平成 22 年 1 月に取りまとめました。

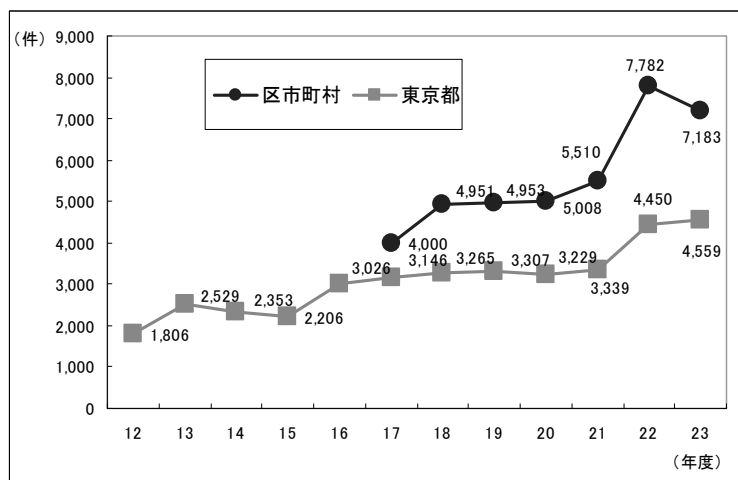
○ これらの計画に基づき、保育サービスの拡充に努めた結果、平成 24 年 4 月の都内の保育サービス利用児童数は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業等をあわせ、前年から 10,219 人増加し、212,641 人となりました。

その一方で、待機児童数は、前年と比べ 598 人減少し、都全体で 7,257 人となっています。平成 23 年度に引き続き減少したものの、依然として多くの待機児童がいる状況であり、その解消に向けて更に保育サービスの拡充を図っていくことが必要です。

○ 児童相談所における平成 23 年度の児童虐待対応件数は 4,559 件、子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、7,183 件となっており、全体の件数はやや減少したものの、未然防止と早期発見の取組強化が、一層求められています。

〈虐待対応状況（東京都・区市町村）〉

○ 虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援などに至るまで、学校・幼稚園・保育所や、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じて適切に取り組むことが重要です。



- また、児童虐待等の増加に伴い、社会的養護を必要とする子供も増えています。重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童への対応など、より困難なケース等について、民間との役割分担を踏まえながら、児童養護施設等の受入体制を充実し、きめ細かな支援を行うとともに、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる、養育家庭等の家庭的養護の拡充を図っていく必要があります。

（国の動向）

- 平成22年1月、国は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」を設置しました。その後、平成24年6月に、民主党・自由民主党・公明党3党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合において「社会保障・税一体改革に関する確認書」が取りまとめられ、これを踏まえ、「子ども・子育て関連3法」の修正案が国会に提出され、8月に成立しました。
- 新たな制度では、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督が一本化されるとともに学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられることとなりました。また、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）が創設されることとなりました。
- 今後、平成25年4月に内閣府に設置される「子ども・子育て会議」において、政省令事項や国の基本指針など、各法の具体的な運用に関わる内容について検討が行われる予定となっています。
- 新たな制度は、消費税率引上げ時期に併せて、最短で平成27年度から本格施行される見込みです。

【平成25年度の取組】

- 平成25年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを拡充します**
- 2 安心して子育てできるように家庭を支援する取組を推進します**
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを拡充します

待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成24年度からの3か年で保育サービス利用児童数を24,000人分増加します。

<主な保育サービス>

(平成24年4月現在)

サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	185,263人
認証保育所	0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	20,065人
認定こども園	幼稚園や保育所等のうち、保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能等を備え、認定基準を満たす施設を都道府県知事が認定する施設	※ 2,365人
家庭的保育事業	乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者がその居宅等で保育を行う事業	1,866人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育する事業	588人

※ 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所利用児童を除く）の合計

主な事業展開

- ◎ **待機児童解消区市町村支援事業** 1,500百万円
 - ・ 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の实情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。
[補助率 1/2 (一定要件を満たす場合は、3/4等)]

- ◎ **認証保育所事業** 3,347百万円
 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。

- ◎ **保育所の施設整備費の支援による設置促進** 7,427百万円
 - ・ **マンション等併設型保育所設置促進事業** 434百万円
賃借物件等の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する認可保育所の設置を促進します。
[(規模) 29施設 (負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4
(一定要件を満たす場合は、国 2/3、区市町村 1/12、設置者 1/4)]
 - ・ **保育所緊急整備事業** 6,993百万円
保育所の新設、増改築等による整備を支援します。
[(負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4
(一定要件を満たす場合は、国 2/3、区市町村 1/12、設置者 1/4)]

- ◎ **定期利用保育事業** **406 百万円**
- ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ◎ **定期借地権利用による認可保育所の整備促進** **70 百万円**
- ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の1/2を補助することにより、認可保育所の設置促進を図ります。
[貸付期間 10年以上]
- **所有地を活用した保育所の設置促進** —
- ・ 所有地の減額貸付けを行い、保育所の設置促進を図ります（「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- ◎ **家庭的保育事業** **986 百万円**
- ・ 保育を要する乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方（家庭的保育者）が自宅等で保育を行う家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 家庭的保育者が補助員を雇用する際に必要な経費を支援し、保育の質の確保及び家庭的保育事業の定員拡大を図ります。
 - ・ 複数の家庭的保育者が同一建物内等で相互支援を行いながら保育を行う共同実施型家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ◎ **認定こども園の設置促進** **(包括補助)**
- ・ 認定こども園の設置を促進するため、経営コンサルタントの活用や経営セミナーの開催など、各園の状況に応じたきめ細かな支援を区市町村が実施できるよう支援します。
[補助率 10/10（子供家庭支援区市町村包括補助事業）]
- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P107）** **759 百万円**
- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
[耐震診断 83 施設、耐震改修 58 施設]
- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P108）** **37 百万円**
- ・ 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
[社会福祉施設等 200 施設]

◎ **児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）（再掲 P108）** **8 百万円**

- ・ 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を強力に推進します。

◎ **保育施設の非構造部材耐震対策支援事業【新規】（再掲 P108）** **（包括補助）**

- ・ 子供の日中の集団生活の場である保育施設の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

◎ **保育人材確保事業【一部新規】** **95 百万円**

- ・ 保育士 OB 等の有資格者等に対して、就職支援研修・就職相談会を一体的に実施するとともに、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行う「保育士就職支援コーディネーター」を活用することで保育人材の確保を図ります。

[規模 6回×100人]

- ・ 保育士資格を有しながら、民間企業での勤務など多様なキャリアも有する人材の活用を促進するため、保育所勤務未経験者向け研修や現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。

[規模 10回×40人]

- ・ 保育士の就労状況等を調査し、人材の確保・定着に向けた取組に活用していきます。

○ **現任保育従事職員資格取得支援事業【新規】** **（包括補助）**

- ・ 保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

◎ **保育人材確保・育成のための地域ネットワーク事業【新規】** **（包括補助）**

- ・ 地域の複数の保育施設がユニットを形成して合同で職員研修等を行うための経費の一部を補助することにより、保育士等の職員の定着・育成を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

◎ **認証保育所等運営指導・研修の充実** **28 百万円**

- ・ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用し、開設後早期に運営指導を行います。
- ・ 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修を実施し、保育の質の向上を図ります。

- ◎ **事業所内保育の推進【一部新規】** **330 百万円**
- ・ 平成 19～24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
 - ・ 企業の次世代育成に対する取組を支援するとともに、区市町村が事業者と連携して定員の一部を地域開放分として活用し、待機児童解消を図る取組に対して支援を行います。
- ◎ **小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育）【新規】** **529 百万円**
- ・ 新たな子ども・子育て制度の実施を見すえ、空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用し、区市町村が独自に実施する定員 6 人以上 19 人以下の小規模保育の整備を先行して 2 年間支援します。
- ◎ **病児・病後児保育事業** **683 百万円 包括補助**
- ・ **病児・病後児保育補助事業** **674 百万円**
病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。
 - ・ **駅前型病児保育事業** **9 百万円**
地域の保育施設と駅前に立地する病児保育施設との連携による児童の送迎など、病児保育事業のサービス向上による、効率的・効果的な手法を検証するためのモデル事業を実施します。
 - ・ **病児・病後児保育ネットワーク事業** **(包括補助)**
病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育ネットワークの構築を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助事業〕
 - ・ **病児・病後児ケア相談支援事業** **(包括補助)**
病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行います。〔子供家庭支援区市町村包括補助事業〕
- ◎ **都型学童クラブ事業** **927 百万円**
- ・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。
〔（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2〕
- **新たな次世代育成支援計画の策定【新規】** **15 百万円**
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」を包含した新たな次世代育成支援計画の策定に向け、子ども・子育て会議を開催します。
〔計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度まで〕

2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します

毎日の子育てが安全・安心にできるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

主な事業展開

- **地域子育て支援拠点整備費補助事業** **12 百万円**
 - ・ 子育て相談、子育てサークルなどを実施し、地域における子育て支援の中心となる施設の整備を支援します。
[補助率 1/2]

- ◎ **「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成** **48 百万円**
 - ・ 企業やNPO、大学、行政など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」が実施・運営するフォーラムやホームページなどを通じて、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進めるとともに、企業・NPO・自治体の協働に向けた基盤づくりを強化し、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。

- ◎ **不妊治療費の助成** **2,583 百万円**
 - ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。

- **先天性代謝異常等検査の充実** **353 百万円**
 - ・ 病気を早期に発見し障害を予防するため、生後5日から7日目までの新生児に対してタンデムマス法等により19疾患の検査を行います。

3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設や養育家庭など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭に対する就労促進策を拡充し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

- **虐待防止支援モデルプランの開発【新規】** 8百万円
 - ・ 区市町村が在宅サービスを活用し、虐待を効果的に未然防止できるよう、外部の専門家の助言を受け、モデルプランを策定します。

- ◎ **区市町村の虐待対応力向上支援** （包括補助）
 - ・ 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターの配置や、虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- ◎ **区市町村相談対応力の強化** （包括補助）
 - ・ 子育てに関わる相談を担う子供家庭支援センターの対応力をより一層強化するため、専門的な見地から助言・指導を行うスーパーバイザーを活用する区市町村を支援するとともに、身近な支援拠点である子育てひろばの体制等を強化します。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- ◎ **中央児童相談所の人材育成機能の強化【新規】** 14百万円
 - ・ 中央児童相談所の人材育成機能を強化し、児童相談所におけるケースワーク対応力を向上させるとともに、子供家庭支援センターや保健所等の虐待対応力を強化します。

- **子育てスタート支援事業** （包括補助）
 - ・ 家族等から出産後のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、病産院での分娩退院後一定期間の宿泊ケアやデイケアを行い、妊娠中から出産後まで、切れ目なく支援することにより、虐待の未然防止を図ります。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- **医療機関における虐待対応力強化事業** **3 百万円**
 - ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

- ◎ **児童養護施設の治療的・専門的支援体制の強化** **501 百万円**
 - ・ 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の規模を拡大するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。[専門機能強化型児童養護施設 46 か所]

- ◎ **石神井学園キャンパスの再編整備** **283 百万円**
 - ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築や耐震補強を行うための実施設計等を行います。また、児童ケアの充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

- **乳児院の医療体制整備事業** **42 百万円**
 - ・ 乳児院に看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

- **社会的養護における自立支援の強化** **220 百万円**
 - ・ **児童養護施設退所者等の就業支援事業** **18 百万円**
 - 職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。
 - ・ **自立支援強化事業** **202 百万円**
 - 児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。

- **児童養護施設等生活向上のための環境改善事業** **14 百万円**
 - ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。

- **児童養護施設等の整備** **602 百万円**
 - ・ 社会的養護に必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設等の新設、改築等を支援します。

- **ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）【新規】** **13 百万円**
 - ・ 自立援助ホーム入退所者の自立を図るため、自立援助ホームに入所中又は退所した児童等の就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備します。

- ◎ **養育家庭への支援** 206 百万円
- ・ **里親支援機関事業** 76 百万円
 社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを行うことにより、里親委託を総合的に推進します。
[11 か所]
 - ・ **里親支援専門相談員の配置** 130 百万円
 里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置します。
- **ひとり親家庭等に対する就業支援** 661 百万円
- ・ **ひとり親家庭等の在宅就業支援事業** 284 百万円
 ひとり親等を対象とした在宅就業サポートセンター（「はあと立川」）において、在宅就業の情報収集・発信、仕事と家庭の両立にかかる専門相談や職業能力開発を行います。また、在宅就業に向けた能力開発や仕事のあっせん等を行う区市を支援します。
[実施主体 都・区市]
 - ・ **高等技能訓練促進費** 377 百万円
 母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して母子家庭の自立促進を行う区市を支援します。
- ◎ **ひとり親家庭支援センター事業【一部新規】** 28 百万円
- ・ ひとり親家庭や支援機関に対して、生活相談や面会交流支援、就業支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。

